

約 19% 割安！

茨城県庁生協でとってもお得な
自動車保険がはじまりました

団体扱自動車保険のQ&A

Q1. 今まで県庁生協を通して契約をしていたが、今回の案内と何が違うの？

⇒A1.

下表の通り、2024年2月より導入された「茨城県大口団体割引15%」が適用されますので、一般契約に比べて約19%割引となります。集団扱でご契約された方で、団体扱へ移行できる方（茨城県から毎月給与の支払いを受けている茨城県職員の方、茨城県を退職された方）は、契約更新のタイミングで団体扱への切り替えをおすすめいたします。

	2024年1月以前	2024年2月以降
名称	集団扱契約	団体扱契約
分割払時の割増	無し	無し
一括払の割引	有り（5%）	有り（5%）
大口団体割引	無し	有り（15%）

※集団扱契約も新規加入・継続加入可能です

Q2. 現在契約している自動車保険を 団体扱へ変更する場合、どうしたらいいの？

⇒A2

①団体扱自動車保険を引受可能な保険会社で契約されている方（三井住友海上・東京海上・損保ジャパン・共栄火災）
現在ご自身が契約してる代理店へ直接、県庁生協の団体扱へ変更したい旨をお伝えください。
県庁生協の集団扱をしている方についても、ご契約されている代理店へお申し出ください。
また、県庁生協を通して代理店をご案内することもできますので、その場合は県庁生協へお申し出ください。

②上記①以外の保険会社で契約されている方

県庁生協を通して代理店をご案内いたしますので、まずはお見積りをご依頼ください。
チラシに掲載している「お見積依頼書」にご記入の上、FAXまたはメールでお送りいただくか、
県庁生協HPから申込フォームにご入力いただき、ご依頼ください。その際に、現在ご契約中の
自動車保険証券を一緒にご提出いただくとスムーズです。

※共済で契約されている方についても、現在の等級を継承できる場合がございますので、県庁生協までご相談ください。

Q3. 団体扱へ変更するタイミングはいつがいいの？

⇒A3.

団体扱への切替は随時可能です。まずは、ご自身の契約している代理店、または県庁生協へお申し出ください。ご契約内容を確認し、最適なタイミングを代理店からご案内いたします。
なお、保険期間満了での切替をご希望される場合には、1カ月前を目安に、上記に記載のとおりお申し付けいただきますと中断なく、補償が継続できます。ご契約内容をご確認いただき、
生協もしくは取扱い代理店にご相談ください。

お問合せはこちら

取扱代理店

茨城県庁生活協同組合

TEL : 029-301-6150 FAX : 029-301-6159

E-mail : iks-kikaku@fureai-iks.com

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社・損害保険ジャパン株式会社

東京海上日動火災保険株式会社・共栄火災海上保険株式会社

24TC-003674 作成月：2024年10月